

肝炎治療特別促進事業に係る交付申請等に必要な書類の様式等について

対象治療	申請の種類				交付申請書	診断書	添付書類									備考	
	申請の種類	回数	受給者証有効期間	課税年額合算除外対象者の有無			被保険者証等の写し			住民票 (マイナンバーのないもの)	課税年額 証明書 (※)	税法上の扶養関係の 状況を証明する書類			現在お持ちの 受給者証 (写しでも可)		インターフェロンフリー 治療(再治療)に対する 意見書(様式-2の9)
							本人	本人の 配偶者	除 外 対象者	世帯全員	世帯全員	本人	本人の 配偶者	除 外 対象者			
インターフェロン	新規	1回目	1年間 (7ヶ月もあり)	無	様式 第1号	様式 第2号の1	要	-	-	要	要	-	-	-	-		
		有		要		要	要	要	要	要	要	要					
		2回目の 制度利用		無		様式 第2号の2	要	-	-	要	要	-	-	-			
		有		要		要	要	要	要	要	要	要					
		3回目の 制度利用		無		様式 第2号の8	要	-	-	要	要	-	-	-			
		有		要		要	要	要	要	要	要	要					
延長	72週投与	6ヶ月	-	様式 第7号	-	-	-	-	-	-	-	要	-	交付申請書(様式第7号)に医師記載欄あり。 複数回延長は不可。ただし6ヶ月と2ヶ月の両方申請は可。なお、2回目助成でも条件を満たせば延長可。			
	副作用 等延長	2ヶ月	-	様式 第8号	-	-	-	-	-	-	-	要	-	交付申請書(様式第8号)に医師記載欄あり。 複数回延長は不可。ただし6ヶ月と2ヶ月の両方申請は可。なお、2回目助成でも条件を満たせば延長可。			
核酸アナログ製剤	新規	1年間	無	様式 第1号	様式 第2号の3	要	-	-	要	要	-	-	-	-			
			有		要	要	要	要	要	要	要	要					
	更新		無		様式 第2号の4 ※備考欄	要	-	-	要	要	-	-	-	要		条件を満たせば何度でも更新可。 診断書(様式-2の4)については一定の資料での代替が可能。(別紙参照)	
	有		要		要	要	要	要	要	要	要	要					
インターフェロンフリー (非代償性肝硬変を除く)	新規	3ヶ月~ 7ヶ月 (治療内容 による)	無	様式 第1号	様式 第2号の5	要	-	-	要	要	-	-	-	-			
			有		要	要	要	要	要	要	要	要					
	再治療		無		様式 第2号の6	要	-	-	要	要	-	-	-	要		意見書(様式-2の9)については、石川県肝疾患診療連携拠点病院(金沢大学附属病院)にて診断書を発行(同病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が診断書を作成)された場合は不要。	
			有		要	要	要	要	要	要	要	要	要				
	変更		有効期間		-	-	-	-	-	-	-	-	-	要		-	治療開始時期が数ヶ月遅れ、受給者証記載の有効期間内に治療が終わらない場合の変更。
インターフェロンフリー (非代償性肝硬変)	新規	3ヶ月~ 7ヶ月 (治療内容 による)	無	様式 第1号	様式 第2号の7	要	-	-	要	要	-	-	-	-			
			有			要	要	要	要	要	要	要	要				
	再治療		無			要	-	-	要	要	-	-	-	要		意見書(様式-2の9)については、石川県肝疾患診療連携拠点病院(金沢大学附属病院)にて診断書を発行(同病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が診断書を作成)された場合は不要。	
			有			要	要	要	要	要	要	要	要				
	変更		有効期間			-	-	-	-	-	-	-	-	-		要	-
(共通)	転入	転入前受 給者証の 残余期間	-	様式 第1号	-	要	-	-	要 (本人分)	-	-	-	-	要	-	転入前の受給者証は、写の提出で可。 交付申請書には、転入年月日(石川県で肝炎治療を開始する日)を明記のこと。	
	再交付	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	変更	医療機関 及び薬局	交付済の 受給者証 と同じ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	要	-	※R5.6.1から変更申請不要(記載の変更を希望する場合は、受付可能)
		住所	-		-	-	-	-	要 (本人分)	-	-	-	-	-	-	-	
		医療保険	-		-	-	-	要	-	-	-	-	-	要	-	-	
	月額自己 負担限度 額	変更前受 給者証の 残余期間	無		-	-	-	-	-	要	要	-	-	-	要	-	-
有		-	-	-	-	要	要	要	要	要	要	要	-	-			

※希望者は、個人番号(マイナンバー)の利用により課税証明書の省略が可能